

## 阿波市監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を阿波市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 4 年 3 月 14 日

阿波市監査委員	中野 修一
阿波市監査委員	近藤 理
阿波市監査委員	笠井 一司

### 令和 3 年度定期監査結果報告書

#### 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）及び行政監査（同法第 2 項）

#### 2 監査の対象

令和 3 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、現金等（公金以外も含む）の取扱いを重点的項目とした。

監査対象部課については別表のとおり。出先機関については、現地施設監査として実施した。

#### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

#### 4 監査の主な実施手続き

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき所属長から説明を受けた後に、監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等の帳票類の確認を行った。

#### 5 監査の実施場所及び日程

別表のとおり。

#### 6 監査の結果

監査の結果、各部課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく、事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

## 7 意見

### (1) 行財政について

長引く新型コロナウイルス禍において、政府予算は相次ぐコロナ対策支援により膨張の一途をたどっている。歳出増加の圧力は続き、このことを普通のこととして受け止めるようになり、経済成長とインフレ目標はどこへ行ったのか気がかりでもある。自治体においても一部マスコミ報道では、歳入減により住民サービスの見直しや人件費の削減、補助金の見直しを迫られている事例も増加しているとのこともあり、影響拡大が懸念される場所である。

本市においては、今のところ健全な財政運営がなされており、緊急な対策は必要ないものと考えられるが、引き続き自主財源の確保に向け企業誘致や市有財産の活用、ふるさと納税等を力強く推進していただきたい。

また、少子高齢化、人口減少に対応すべく改めるべきところは英断をもって改革し、時代の変化に対応した財政運営を図られたい。

### (2) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策では大きく 3 つのことが考えられる。まず第 1 は新型コロナウイルス感染者を完全に沈静化することである。昨年末にはワクチン接種希望者に対して 2 回の接種を終え、感染者の発生が全国的に減少し、これで沈静化すると思っていた矢先に、オミクロン株の感染により全国各地で過去最多の感染者数となり、令和 4 年 2 月には第 6 波感染拡大が発生している。終息の兆しが見えないのが現状である。今後も国・県・市・医療機関の新型コロナ対応の最前線の方々に粘り強い対応を望むところである。

第 2 は学校やこども園のコロナ対策について、この 2 年間で感染を防ぎ、様々な状況で工夫を重ねながら日常生活や行事の対応をし、努力が実っているように思われる。しかし、感染力の強いオミクロン株の拡大により、10 歳未満や 10 代などへの感染が増加し、学校によっては休校や学年閉鎖などの対処がとられている。昨年度から整備した ICT 活用の取り組みやそのための教員の指導力向上、支援体制をより一層強化し、オンライン学習を効果的に推進されたい。

第 3 はコロナ禍において、飲食サービス業、交通、観光業などコロナの影響を大きく受けた産業がたくさんある。これらの影響を受けた人々の生活の補償をしながら、経済の再生をどう図っていくのかが喫緊の課題である。

これらのことが相関して向上すれば、コロナ禍の社会再生の兆しが見えてくるように思う。

### (3) デジタル化と事務の合理化

岸田総理は成長戦略としてデジタルを活用した地方の活性化をあげている。デジタル田園都市構想を推進して、地域の課題解決とともに、地域から全国へボトムアップを図ることである。そのために、インフラ整備、規制や制度の見直し、デジタルサービスの実践を一体的に動かしていく。高齢化や過疎化などに直面する地方においてこそ、オンライン診療、GIGA スクール、スマート農林水産業などのデジタルサービス

を活用できるとし、5G、データセンター、光ファイバーなどのインフラの整備をとりかかるとしている。

本市では、来年度から行政デジタルトランスフォーメーション推進事業として子育てと介護に関する26の手続きをオンライン化することであるが、加えて行政事務の効率性やプロセスを見直し、各種会議や議会運営におけるペーパーレスなどデジタル社会に対応した整備を先進的に進められたい。

#### (4) 地方創生（農業支援）について

阿波市と言えば、美しい農村風景を思い浮かべる。遍路道から見える田園風景、近代化されたハウス群、多様な作物を栽培している畑、果樹園、花畑は農業立市にふさわしい景観である。また、それらは重要な観光資源でもある。

しかしながら、一方で耕作放棄地や休耕地がいたる所で見受けられ、集約化が進まないのではないかと危惧される。特に農地整備の出来てない狭い田畑は借り手がないのが現状である。

明るい展望としては、農業人材力総合支援等により、農業後継者は育っている。今後は、離農することがないように収益力のある営農が継続可能なハード・ソフト両面の支援が必要である。孤独で苦しい農業にしてはならないと願っている。

また、スマート農業など大規模な投資を必要とする農業に農家が参入する場合や投資に見合う利益を出す場合、商品に付加価値を高め高価格で販売することが必須条件となるため、経営手腕の優れた人材の育成、指導を図る取組みの強化を図らなければならない。このような状況下、行政、JA、企業、農家がより一層、連携を強化し、個人経営者に対する支援の見直しや、人材の多い高齢者を生かし活用した施策の立案などが必要であろう。

本市が来年度から着手する第3次農業振興計画に期待するところである。

#### (5) 道路と橋の補修工事

最近よく見たり聞いたりするのが道路の舗装をはじめとする道路や橋の傷みの問題である。交通量の多い主要道から外れた県道や市道は舗装が大きく傷んでいるのが見かけられる。また、全国ニュースでは水道橋が壊れて給水がストップしたり、道路の壁が壊れ住宅が住めなくなっているという報道も見かける。

本市では、道路と橋の補修工事を旧町ごとに計画的にも点検補修しているとのことである。橋も600あまりのうち5%において修繕が必要ということである。市全体として点検補修箇所があまりにも広く数も多いと考えられ、厳しい財政状況のなか限られた予算で執行するのは困難さを伴うと思われる。しかしながら、最近の自然現象を鑑み、想定外の出来事に対応して、道路や橋の点検補修に力を入れ、細かく早急に修繕していくことによって、道路や橋の長寿命化を測り、安心・安全なライフラインの維持に努めて貰いたい。

#### (6) 危機管理

防災対策関連事業は順調に推移しているが、屋外マイクからの放送内容が聞き取れない地域が広範囲に渡っていることが気がかりである。緊急時や災害時には市民への重要な周知手段となることから、現状を調査・把握し早急な改善が必要ではないか。

また、コロナ感染対策により、集会や活動の自粛を余儀なくされ、自主防災組織の進展や自治会活動が滞っている現状がある。巨大地震や多発する自然災害に備え、私

たちは災害や講習を受けた内容を忘れがちであるということを念頭に繰り返し学習し、訓練を含めた活動の再開が待たれるところである。啓蒙活動、情報提供は引き続き創意工夫した取組みを望むものである。

#### (7) 現金等の取扱いについて

概ね公金（現金等）の取扱いについては適正であったが、前渡資金通帳や印鑑の保管に問題があるものが見られた。また、収集作業現場や集団検診で不特定多数の市民に対応するためにやむを得ず現金を扱うところもあるが、慎重で適正な対応を望む。

公金以外の現金の取扱い、いわゆる各種団体等の現金や預金については、団体等の事務局を市に置く根拠となる会則・規則が未整備の団体は、設置根拠について団体と協議し、整備の必要がある。また、団体等に事務を委託し、委託料を支出しているにもかかわらず、市職員が当該団体の事務事業をしている状況が見受けられた。関与の必要性や適切な関与の形態について改めて検討されたい。団体や協議会の現金や預金の取扱いについては公金でないことから、地方自治法や本市の財務規則の適用を受けないが、市職員が事務を行うからには、適切に正確にチェック体制を整え取扱う必要がある。その取扱いについては、公金に準じた会計事務に関するマニュアルを作成し、より適正な執行に努めていただきたい。

公金、公金以外ともに職員による現金等の取扱いについては、複数による確認、出納簿等による記録、関係書類との照合等を行い、正確な管理と適正な保管がなされるべきものである。特に管理監督職員は、チェック体制の強化、マニュアル及びフロー図の見直しなど現金等の適正管理のために管理体制を強化し、責任をもって現金等の管理についての指導監督にあたっていただきたい。

別 表

監査期日	監査対象		実施場所
令和3年10月22日	市民部	市民課	監査事務局 会議室
		環境衛生課	
		国保医療課	
		税務課	
		人権課	
令和3年10月26日	企画総務部	企画総務課	
		秘書人事課	
		財政課	
		契約管財課	
		市政情報課	
		危機管理課	
令和3年11月22日	市民部	吉野支所地域課	
		土成支所地域課	
		阿波支所地域課	
	産業経済部	農業振興課	
		農地整備課	
		商工観光課	
		消費生活センター	
令和3年11月25日	健康福祉部	社会福祉課	
		子育て支援課	
		介護保険課	
		健康推進課	
令和4年1月20日	建設部	建設課	
		住宅課	
		営繕課	
	会計課		
	水道部	業務課	
	令和4年1月26日	教育委員会	教育総務課
学校教育課			
社会教育課			
議会事務局		議事総務課	
農業委員会事務局			
監査事務局			

【出先機関】

監査期日	監査対象	実施場所
令和3年5月25日	久勝公民館	久勝公民館
	久勝小学校	久勝小学校
	阿波中学校	阿波中学校
令和3年9月22日	林小学校	監査事務局会議室 (リモート監査)
	林公民館	
令和3年12月20日	吉野中学校	吉野中学校
	青少年育成センター	吉野中央公民館
	吉野中央公民館	